

新型コロナウイルス感染症対策に伴う

団体事務局事務に係る基本方針【改定】の対応について

新型コロナウイルス感染症対策として、平成31年2月に策定、令和元年8月に改定した「団体事務局事務に係る基本方針【改定】」について、下記のとおり対応することとする。

記

1. 「団体事務局事務に係る基本方針【改定】」第1章の「3取組期間」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、事務局体制の整備・充実に必要な期間が1年間の延長（事務局事務の段階的移管：令和3年度、人的支援：令和2年度）では調整が困難な団体においては、事前協議を経た後に、更に1年間の延長（事務局事務の段階的移管：令和4年度、人的支援：令和3年度）を可能とするとしていたが、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していること、また、ワクチン接種の円滑な実施に全市的に注力している現状を鑑み、この措置を更に1年間延長（事務局事務の段階的移管：令和5年度、人的支援：令和4年度）するものとする。

なお、本延長を適用するにあたり、「団体事務局事務に係る基本方針【改定】」に定める期間等についてはそれぞれ2年間（令和4年度まで）延長することとして読み替えるものとする。

令和3年6月2日

四條畷市長 東 修平